

参 考 資 料

1 裁量階層の拡大について

(子育て世帯の対象年齢)

参考資料 1－1 可処分所得に占める子育て費用の割合の年齢別推移

参考資料 1－2 収入認定における特定扶養控除について

参考資料 1－3 子どもの年齢別世帯数

参考資料 1－4 子育て支援施策

(多子世帯)

参考資料 1－5 子どもがいる世帯の収入及び支出の状況（人数別）

(新婚世帯)

参考資料 1－6 結婚に関する意識調査結果

参考資料 1－7 公営住宅と特定優良賃貸住宅の比較について

参考資料 1－8 他都市の検討状況（新婚世帯（若年夫婦）の追加）

2 単身入居対象者について

(犯罪被害者)

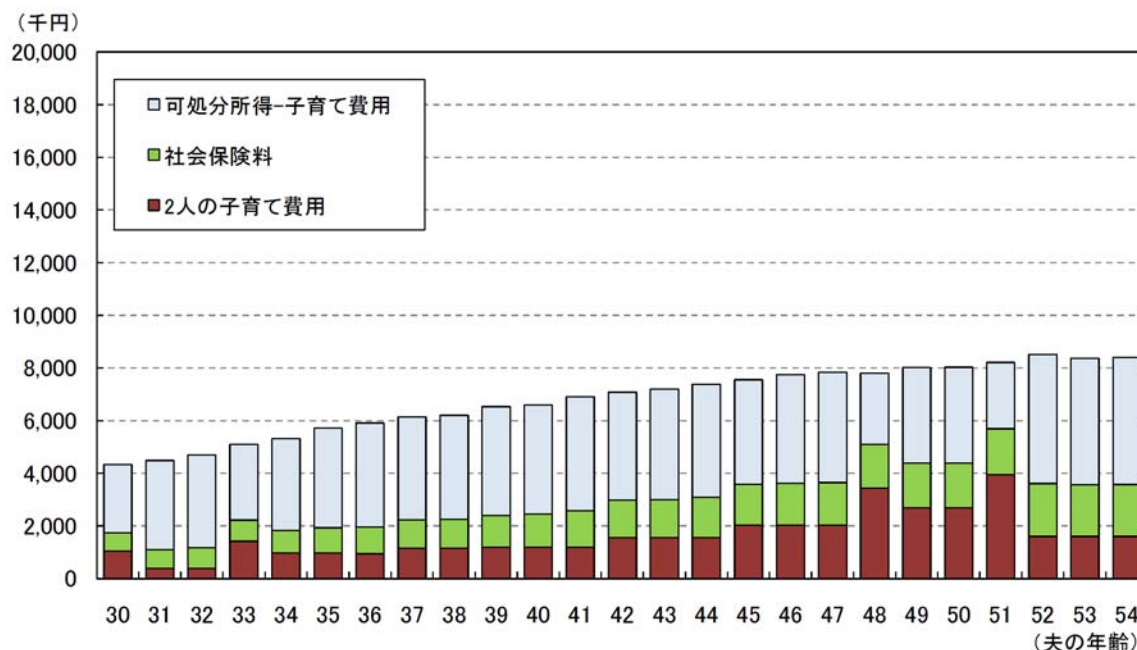
参考資料 2－1 DV被害者・犯罪被害者の入居制度の比較

(長期結核療養者)

参考資料 2－2 結核の罹患率について（平成 22 年）

可処分所得に占める子育て費用の割合の年齢別推移

- ①子ども2人
 ②就学パターン（幼稚園～大学まですべて公立）
 ③保育所：通わない
 ④夫の収入：男子労働者の学歴計
 ⑤妻：専業主婦



(千円)

①年齢		②収入	③社会保険料 及び税金	④可処分所得 (②-③)	⑤子育て費用 (第1子)	⑥子育て費用 (第2子)	⑦子育て費用 (⑤+⑥)	子育て費用の 割合 (⑦/④)	特徴
夫	妻								
30	28	4,328	696	3,633	1,042		1,042	29%	第1子誕生
31	29	4,480	727	3,753	381		381	10%	
32	30	4,697	792	3,905	381		381	10%	
33	31	5,100	801	4,299	381	1,042	1,423	33%	第2子誕生
34	32	5,317	868	4,449	588	381	969	22%	
35	33	5,709	965	4,744	588	381	969	20%	
36	34	5,906	1,005	4,901	568	381	949	19%	第1子小学校入学
37	35	6,147	1,075	5,072	568	588	1,156	23%	
38	36	6,208	1,092	5,115	568	588	1,156	23%	
39	37	6,534	1,203	5,330	625	568	1,193	22%	第2子小学校入学
40	38	6,592	1,259	5,333	625	568	1,193	22%	
41	39	6,902	1,377	5,525	625	568	1,193	22%	
42	40	7,077	1,419	5,658	931	625	1,556	27%	第1子中学校入学
43	41	7,196	1,443	5,753	931	625	1,556	27%	
44	42	7,381	1,524	5,857	931	625	1,556	27%	
45	43	7,547	1,557	5,991	1,091	931	2,022	34%	第1子高校・第2子中学校入学
46	44	7,753	1,602	6,151	1,091	931	2,022	33%	
47	45	7,834	1,621	6,213	1,091	931	2,022	33%	
48	46	7,801	1,648	6,152	2,351	1,091	3,441	56%	第1子大学・第2子高校入学
49	47	8,022	1,700	6,321	1,599	1,091	2,690	43%	
50	48	8,024	1,699	6,325	1,599	1,091	2,690	43%	
51	49	8,212	1,741	6,471	1,599	2,351	3,950	61%	第2子大学入学
52	50	8,510	2,008	6,502	0	1,599	1,599	25%	
53	51	8,368	1,962	6,406	0	1,599	1,599	25%	
54	52	8,407	1,971	6,435	0	1,599	1,599	25%	
合計(%,平均)		170,052	33,757	136,296	20,153	20,153	40,306	30%	

※ (財) こども未来財団 「子育て家庭の経済状況に関する調査研究」(H18年2月)
 を元に作成

収入認定における特定扶養控除について

○収入認定

入居資格の判定や家賃の算定の基礎となる「収入」を、入居者からの収入の申告に基づき、所得税法に準じて算出し、認定すること。

○特定扶養控除

収入認定では、所得税法に準じて各種の人的控除が設けられている。

そのうち、16歳以上23歳未満の扶養親族については、全ての扶養親族に適用される控除に加えて、一人当たり25万円の上乗せ控除がある。

※ 所得税法では、特定扶養控除の対象年齢は、19歳以上23歳未満となっており、本措置は、公営住宅法独自の措置。

【参考】

公営住宅法施行令

(用語の定義)

第1条 (略)

(3) 収入 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

イ 同居者又は所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者(以下この号において「控除対象配偶者」という。)若しくは同項第34号に規定する扶養親族(以下この号において「扶養親族」という。)で入居者及び同居者以外のもの
1人につき38万円

(略)

ハ 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき25万円

(以下略)

子どもの年齢別世帯数（平成 22 年国勢調査）

○京都市

	総数 (世帯)	一般世帯に 占める割合	6 歳未満のいる 一般世帯との比較
一般世帯数	680,634	—	—
（再掲）6 歳未満世帯員のいる一般世帯	50,970	7.49%	—
（再掲）12 歳未満世帯員のいる一般世帯	87,704	12.89%	約 1.7 倍 (+36,734 世帯)
（再掲）15 歳未満世帯員のいる一般世帯	105,945	15.57%	約 2.1 倍 (+54,975 世帯)
（再掲）18 歳未満世帯員のいる一般世帯	123,879	18.20%	約 2.4 倍 (+72,909 世帯)
（再掲）20 歳未満世帯員のいる一般世帯	146,648	21.55%	約 2.9 倍 (+95,678 世帯)

○全 国

	総数 (世帯)	一般世帯に 占める割合	6 歳未満のいる 一般世帯との比較
一般世帯数	51,842,307	—	—
（再掲）6 歳未満世帯員のいる一般世帯	4,877,321	9.41%	—
（再掲）12 歳未満世帯員のいる一般世帯	8,463,415	16.33%	約 1.7 倍 (+3,586,094 世帯)
（再掲）15 歳未満世帯員のいる一般世帯	10,234,715	19.74%	約 2.1 倍 (+5,357,394 世帯)
（再掲）18 歳未満世帯員のいる一般世帯	11,989,891	23.13%	約 2.5 倍 (+7,112,570 世帯)
（再掲）20 歳未満世帯員のいる一般世帯	13,306,961	25.67%	約 2.7 倍 (+8,429,640 世帯)

本市の主な子育て支援事業

子育て支援事業	対象児童
幼児二人同乗用自転車貸出事業	満 1 歳以上 6 歳未満の幼児を 2 人以上養育している世帯
昼間里親	3 歳未満（僻地の昼間里親は小学校就学前）
学童クラブ事業	小学校 1 年生から 3 年生（障害のある児童は 4 年生まで）
放課後ほっと広場（学童クラブ機能）事業	小学校 1 年生から 3 年生（障害のある児童は 4 年生まで）
放課後学び教室	小学生
ファミリーサポート事業	満 1 2 歳まで
ショートステイ	小学校終了前まで
トワイライトステイ	小学生
病児・病後児保育	小学校 3 年生まで
第三子以降産前産後ヘルパー派遣事業	小学生以下 2 人以上で 3 人目の出産前後
子ども医療費支給制度	小学生以下（入院のみ。通院は小学校就学前）
児童館	1 8 歳未満
児童扶養手当	1 8 歳年度末まで（ひとり親世帯）
母子寡婦福祉資金貸付	2 0 歳未満（母子世帯等）
児童手当	1 5 歳年度末まで

子どもがいる世帯の収入及び支出の状況

○世帯主だけが働いている世帯

(単位：円)

	夫婦と子供が 1 人の世帯	夫婦と子供が 2 人の世帯	夫婦と子供が 3 人以上の世帯
年間収入 (年)	6, 181, 000	6, 617, 000	6, 586, 000
消費支出 (月)	292, 865	309, 710	326, 081
消費支出 (年)	3, 514, 380	3, 716, 520	3, 912, 972
支 出 / 収 入	56. 9%	56. 2%	59. 4%
教育費 (月)	14, 744	32, 786	44, 247

○世帯主とその配偶者のみが働いている世帯

	夫婦と子供が 1 人の世帯	夫婦と子供が 2 人の世帯	夫婦と子供が 3 人以上の世帯
年間収入 (年)	7, 582, 000	7, 385, 000	7, 334, 000
消費支出 (月)	342, 620	330, 677	348, 835
消費支出 (年)	4, 111, 440	3, 968, 124	4, 186, 020
支 出 / 収 入	54. 2%	53. 7%	57. 1%
教育費 (月)	26, 304	41, 659	52, 662

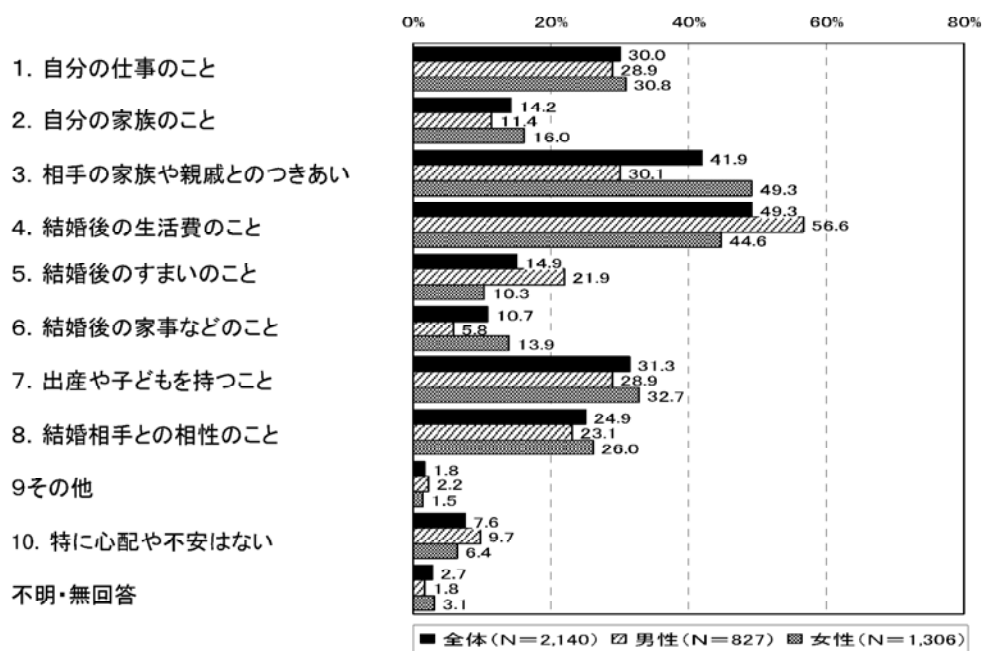
※ 平成 21 年度 全国消費実態調査 第 I - 1 - 17 表 「世帯類型、有業形態、世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」より)

結婚に関する意識調査結果
(平成21年6月 京都市「結婚と出産に関する意識調査」)

問 15 結婚を考える場合、どんな心配や不安がありますか。(あてはまるもの3つまで)

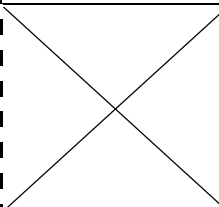
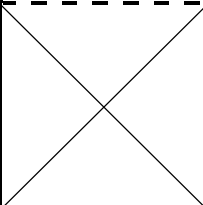
「4. 結婚後の生活費のこと」が49.3%と最も高く、次いで「3. 相手の家族や親戚とのつきあい」が41.9%、「7. 出産や子どもを持つこと」が31.3%と高くなっている。

性別にみると、男性は「4. 結婚後の生活費のこと」、女性は「3. 相手の家族や親戚とのつきあい」がそれぞれ最も高くなっている。



公営住宅と特定優良賃貸住宅の比較について

○入居者資格（所得要件）の比較

収入分位		公営住宅	特定優良賃貸住宅			
			(現行法※2)	(京都市※3)		
10.0%以下	104,000 円以下	本来階層	自治体の裁量 所得の上昇が 見込まれる者に限る			
15.0%以下	123,000 円以下					
20.0%以下	139,000 円以下					
25.0%以下	158,000 円以下					
32.5%以下	186,000 円以下	裁量階層	原則	自治体の裁量 所得の上昇が 見込まれる者に限る		
—	(200,000 円以下)					
40.0%以下	214,000 円以下				原則	
50.0%以下	259,000 円以下					自治体の裁量
—	(322,000 円以下)					
80.0%以下	487,000 円以下	自治体の裁量				
—	(601,000 円以下)					

※1 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅

※2 平成21年度から公営住宅と同様に収入基準額が改正され、上記は改正後の基準。

※3 本市の特定優良賃貸住宅は、全て収入基準額の改正前に供給されたものであり、この場合、改正前の収入基準が適用される。

(本市における特定優良賃貸住宅の入居収入基準)

- ・ 世帯全員の月額所得が158,000円以上601,000円未満であること。
- ・ ただし、所得が200,000円未満の世帯においては、所得の上昇が見込まれる場合に限る。

○住戸の比較

		公営住宅※1	公営住宅※1※2	特定優良賃貸住宅
竣工年度		昭和42年～平成18年	平成元年～平成18年	平成3年～平成16年
住宅規模		33.3㎡～70.9㎡	50.6㎡～70.9㎡	50.75㎡～83㎡
設備	浴室	設置スペースのみ・あり	あり	あり
	エレベーター	あり・なし	あり	あり（4階建て以上）
入居者負担額		20,500～76,100 円※3	48,800～76,100 円※3	60,200～176,500 円

※1 公募停止している団地を除く。単身向け、多家族向け等を除く一般向け住宅

※2 特定優良賃貸住宅と同程度（竣工年度、住宅規模、設備）の住宅

※3 裁量階層に該当する収入の世帯に適用される家賃額

他都市の検討状況（新婚世帯（若年夫婦）の追加）

（平成 24 年 6 月現在）

○兵庫県

【要件】 夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内（事実婚，
婚約者含む）

【収入基準】 259,000 円以下

○神戸市（検討中）

【要件】 夫婦の合計年齢が 70 歳以下（婚姻からの経過期間は問わない，
婚約者含む）

【収入基準】 259,000 円以下

○京都府（議会提案中）

【要件】 夫婦がともに 40 歳未満で婚姻から 1 年未満（婚約者含む，裁
量階層の対象期間は，入居後 10 年間）

【収入基準】 214,000 円以下

※いずれの自治体も，新婚世帯（若年夫婦）に対する優先入居を実施している。

DV被害者・犯罪被害者に対する入居制度の比較

制度		DV被害者	犯罪被害者
優先入居	開始年月	平成24年1月	平成23年5月
	要件	DV被害者で、次のいずれかに該当するもの ・ 婦人相談所の一時保護又は婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 ・ 裁判所による退去命令又は接近禁止命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者	犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者で、次のいずれかに該当するもの ・ 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 ・ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難になった者
	実績	2件（単身1件，世帯1件）	0件
単身入居		<u>可</u>	<u>原則不可</u> （ただし，高齢者や障害者等，単身入居ができる場合として市営住宅条例で定められている者に該当する場合は，可）

結核の罹患率について（平成 22 年）

	京都市		全 国※2
	平成 21 年	平成 22 年	平成 22 年
新登録患者数（人）	3 4 4	3 0 4	2 3, 2 5 1
罹患率（人口 1 0 万対）	2 3. 5	2 0. 6	1 8. 2
菌喀痰塗抹陽性肺結核患者数（人）※1	1 4 2	1 1 6	9, 0 1 4
新登録患者に占める割合	4 1. 3	3 8. 2	3 8. 8
罹患率（人口 1 0 万対）	9. 7	7. 9	7. 0

※1 菌喀痰塗抹陽性肺結核

排菌量が多いと推定され、感染性（感染源となる危険性）が高く、入院が必要となる患者とほぼ該当する。

※2 全国の数値は平成 23 年 5 月 29 日付け厚生労働省健康局の公表による